

年税第 80 号

平成 24 年 1 月 27 日

福島県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 三上 裕司

独立行政法人福祉医療機構による東日本大震災に係る
災害復旧資金の個別融資相談会の開催について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、同機構の東日本大震災に係る災害復旧資金を利用希望される方の利便を図ることを目的として、別添のとおり平成 24 年 2 月 13 日～14 日に個別融資相談会が開催される旨連絡がありました。

つきましては、貴会会員に対して、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

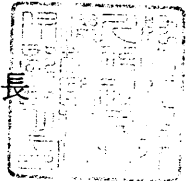
なお、各施設毎のチラシにつきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページ内の医療貸付事業のページ

(<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/1005/Default.aspx>) に掲載されています。

医業第0126001 号
平成24年 1 月26日

社団法人 日本医師会
会長 原中 勝征 様

独立行政法人福祉医療機構
医 療 貸 付 部 長



東日本大震災に係る災害復旧資金の個別融資相談会の開催について

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

福祉医療機構では、東日本大震災に係る災害復旧資金について貸付条件の優遇措置を実施し、ご融資を実施してきたところですが、別添の通り標記個別融資相談会を開催することと致しましたのでご連絡致します。

個別融資相談会においては、施設等の災害復旧整備に必要な建築資金、機械購入資金及び長期運転資金に係るご相談に対応することにより開設者の利便を図り、被災地の一日も早い復興に資することを目的としております。

つきましては、貴管下の会員への周知方につきましてご手配賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、開催県医師会に対しても同様の通知を行っている旨申し添えます。

【ご連絡先】

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部医療業務課

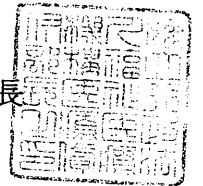
TEL 03-3438-9293

医業第0126001号

平成24年 1 月 26 日

福島県医師会会長 様

独立行政法人福祉医療機構
医 療 貸 付 部 長



医療貸付事業融資制度利用希望者に対する個別融資相談会の開催について

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

福祉医療機構では、東日本大震災に係る災害復旧資金について貸付条件の優遇措置を実施し、ご融資を実施してきたところですが、今般、平成24年2月13日（月）～同14日（火）に郡山商工会議所 駅前大通会館において、標記個別融資相談会を開催することと致しましたのでご連絡致します。

個別融資相談会においては、施設等の災害復旧整備に必要な建築資金、機械購入資金及び長期運転資金に係るご相談に対応することにより開設者の利便を図り、被災地の一日も早い復興に資することを目的としております。

つきましては、貴管下の会員への周知方につきましてご手配賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご連絡先】

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部医療業務課

TEL 03-3438-9293

福島県における東日本大震災に係る 個別融資相談会の実施について

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。
福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、皆さまのご協力を賜り、次の日程で**個別融資相談会を実施**することになりました。
この機会に施設等の復旧、医療機器の購入及び運転資金の確保など復興のための資金についてご相談いただければ幸いです。

1. ご相談いただけるお客さま

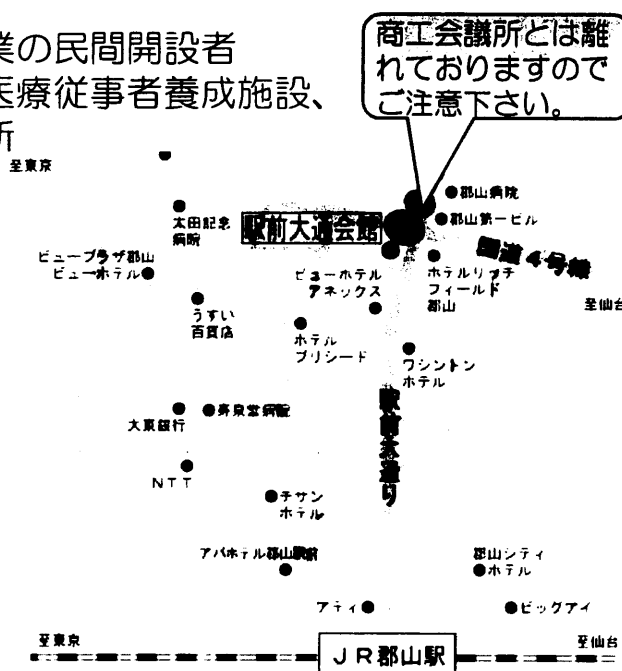
東日本大震災で被災された次の施設・事業の民間開設者
病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設、
助産所、薬局及び指定訪問看護事業所

2. 相談会の日時・場所（事前予約が必要）

日 時：平成24年2月13日（月）
13:00～17:00
平成24年2月14日（火）
9:00～16:00

場 所：郡山商工会議所 駅前大通会館
2階 会議室

所在地：郡山市中町10-6
※郡山駅西口より徒歩5分



予約方法：別紙申込書を下記連絡先までFAXで送信してください。

FAX：03-3438-0659 ※送り間違いのないようご注意ください。

3. 相談会の内容

施設等の復旧に必要な工事費、医療機器の購入代金及び運転資金の確保に必要な資金へのご融資などを個別面談形式でご相談させていただきます。
融資制度の詳細については、添付資料をご参照ください。

※相談会以外にも電話によるご相談を承っております。ご都合がつかずお越しになれないお客さまも遠慮なく下記連絡先までお問い合わせください。

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

TEL：0120-3438-63（震災相談窓口直通）※対応時間：平日9～19時

FAX：03-3438-0659

FAX 03-3438-0659

※FAX番号の送信間違いにはご注意ください。

独立行政法人福祉医療機構
医療貸付部 医療業務課 あて

＜災害復旧資金個別相談会（福島県）参加希望書＞

[illegible]

※1 FAX到着後、当日のご案内についてのご連絡させていただきます。

※2 お申し込みの状況によっては、お時間についてご調整させていただく場合がございます。

平成23年7月25日
(平成24年1月20日改定)
独立行政法人福祉医療機構
医療貸付部

平成23年(2011年)東日本大震災に かかる災害復旧資金の概要(医療貸付)

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被災された医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等(市町村長その他相当の機関が発行)の提出が可能な方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 貸付対象施設等(各施設の詳細につきましては、次のリンクをご参照ください。)

[病院](#)、[診療所](#)、[介護老人保健施設](#)、[医療従事者養成施設](#)、[助産所](#)、
[指定訪問看護事業](#)及び[薬局](#)(調剤部門に限る・新規追加)

3. 貸付金の種類

建築資金、機械購入資金、長期運転資金

4. 貸付限度額

融資率

災害復旧資金	通常
100%	70~80%

建築資金及び機械購入資金については所要額とし、長期運転資金については上限額の引き上げ等の措置を講じております。

※建築資金及び機械購入資金については1,000万円まで、

長期運転資金については3,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

○建築資金

	災害復旧資金	通 常
病 院	所要額の 100%※	7億2,000万円
診 療 所		5億円
介護老健		7億2,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○機械購入資金

	災害復旧資金	通 常
病 院	所要額の 100%※	7億2,000万円
高 額		
一 般		
診 療 所		2,500万円
介護老健		5,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
病 院	診療（介護）報酬 の3か月分	1,500万円
診 療 所		300万円
介護老健		1,000万円

5. 償 還 期 間 (据 置 期 間)

建築資金にかかる据置期間について最長５年間まで延長（従来は最長３年間）。

また、機械購入資金（先進医療機器に係るものを含む）及び長期運転資金について償還期間と据置期間を延長。

さらに、第２次補正予算により二重債務となる方に対応するため、建築資金の償還期間を最長３９年（病院・介護老健）に、機械購入資金の償還期間を最長１５年（全施設・事業）に延長。

※二重債務となる方とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を經營するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

◆福祉医療機構からの既往債務のある方は、[こちら](#)をご覧ください。

○建築資金

		災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
(うち据置期間)	病 院	最長３９年 (最長５年)	最長３０年 (最長５年)	最長３０年 (最長３年)
	介護老健	最長３９年 (最長５年)	最長３０年 (最長５年)	最長３０年 (最長３年)
	診 療 所	最長３０年 (最長５年)	最長２０年 (最長５年)	最長２０年 (最長２年)

○高額医療機器のうち先進医療に係る機械購入資金（病院のみ）

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間 (うち据置期間)	最長１５年 (最長５年)	最長１３年 (最長２年６か月)	１０年 (６か月)

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間 (うち据置期間)	最長１５年 (最長５年)	最長８年 (最長２年６か月)	５年 (６か月)

○長期運転資金

	災害復旧資金		通 常
償還期間 (うち据置期間)	最長１５年 (最長５年)	最長１０年 (最長２年６か月)	３年 (６か月)

6. 貸付利率（東日本大震災にかかる利率）

各施設毎の利率はこちら↓

＜病院 診療所 介護老人保健施設 医療従事者養成施設 助産所 指定訪問看護事業 薬局＞

（平成24年1月20日現在）

資金 種類	施設 種類	償還期間	貸付金額	契約締結から			通 常 の（甲種：病床不足地域） 貸 付 利 率（乙種：病床充足地域）	
				当初5年間	6,7年目	8年目以降	（甲種）	（乙種）
建築資金	病院	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	1.30%（0.90%）	1.80%（1.40%）
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.70%（無利子）	0.70%（無利子）	1.60%（0.90%）	1.60%（0.90%）	2.10%（1.40%）
		30年超 39年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.70%（無利子）	0.70%（無利子）	1.60%（0.90%）	（二重債務となる方への対応）	
	診療所	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	1.30%（0.90%）	1.80%（1.40%）
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.70%（無利子）	0.70%（無利子）	1.60%（0.90%）	（二重債務となる方への対応）	
	介護老健	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	1.40%（1.00%）	
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.70%（無利子）	0.70%（無利子）	1.60%（0.90%）	1.70%（1.00%）	
		30年超 39年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.70%（無利子）	0.70%（無利子）	1.60%（0.90%）	（二重債務となる方への対応）	
	養成施設	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	1.80%（1.40%）	
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.70%（無利子）	0.70%（無利子）	1.60%（0.90%）	（二重債務となる方への対応）	
	助産所	15年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	1.80%（1.40%）	
		15年超 20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	（二重債務となる方への対応）	
	訪問看護	7年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.40%	0.40%	1.30%	1.40%	
		7年超 20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）	（二重債務となる方への対応）	
	薬局	10年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.40%	0.40%	1.30%		
		10年超 20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.40%（無利子）	0.40%（無利子）	1.30%（0.90%）		
機械購入資金			貸付金額	当初5年間	6,7年目	8年目以降		
	病院の高額医療機器のうち先進医療機器	13年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.20%	0.20%	0.30%	1.30%	
	一般の医療機器（全施設共通）	8年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.20%	0.20%	0.30%	1.10%	
	すべての医療機器	8年(13年)超 15年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.20%	0.20%	0.30%	（二重債務となる方への対応）	
長期運転資金			貸付金額	当初5年間	6,7年目	8年目以降		
	全施設	10年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.20%	0.20%	0.30%	1.10%	
		10年超 15年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.60%	0.60%	0.70%		

1. 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せします。
2. 利率の（ ）は、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。
3. 網掛け部分は二重債務となる方に限った優遇措置です。
4. 貸付契約時点の金利を適用します。
5. 利率は金利情勢にあわせて見直しますので、お問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部 医療審査課

TEL 0120-3438-63 (平日9:00~19:00)

FAX 03-3438-0659

E-Mail wam_iryuu01@wam.go.jp

東日本大震災に伴う災害復旧資金における医療貸付のQ & A

<目次>

手続きについて

制度・条件・対象について

二重債務となる方について

手続きについて

Q1 借入申込書の入手方法について教えてください。

A1 借入申込書については、こちらからダウンロードして頂くか、あるいは、機構にお問い合わせを頂ければ、当該申込書を郵送、FAX 等で送付いたします。

様式のダウンロード

Q2 融資を受けるために必要な書類等は何ですか。

A2 資金種類や担保の有無によって異なりますが、借入申込書、決算関係書類、担保関係書類、被害に関する証明書（発行が困難な場合は個別にご相談ください。）等をご提出いただきます。

Q3 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A3 担保の有無により異なりますが、担保の提供が必要な場合は、次のような流れになります。

お客さま

①

<福祉医療機構>

機構へ借入申込書提出

（被害に関する証明書等添付）

機構にて申込書の審査 ②

④

資金交付

貸付決定、金銭消費貸借契約証書

（貸付契約証書）締結、担保設定手続き ③

※無担保融資の場合、担保設定手続きは不要

Q4 融資まではどれくらいの日数がかかりますか。

A4 長期運転資金の無担保融資の場合、申込受理から資金交付まで、最短で10日程度となります。

Q5 借入申込みの窓口はどこですか。

A5 福祉医療機構本部の医療貸付部医療審査課になります。
お申し込み手続きはこちら（0120-3438-63）まで。

制度・条件・対象について

Q 6 どのような資金について融資を受けることができますか。

A 6 病棟等の建替、改修を行うための建築資金、医療機器等の購入資金である機械購入資金、人件費や光熱費等に必要な資金である長期運転資金をご融資いたします。

Q 7 長期運転資金はどのような使途が認められていますか。

A 7 原則として、災害の復旧のために必要なものであれば長期運転資金の対象になります。

例えば、被災による一部の病棟閉鎖の収入減や一時的な人件費・医薬品購入費等の必要経費が膨むこと等による資金不足に対応するための資金使途が考えられます。

Q 8 融資を受けることができる条件は何ですか。

A 8 融資対象である医療施設等であって、被害を受けた旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村その他相当な機関が発行）の提出が可能な方を対象とします。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合でも長期運転資金については融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

Q 9 融資の限度額はいくらですか。

A 9 増改築（改修）資金及び機械購入資金については、すべての施設・事業で、**補助金額を除く所要額の100%（担保評価額を上限）**としています。

長期運転資金については、施設種類・資金種類により異なるため、詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q 10 補助金の交付を受ける場合、融資額の計算はどうなりますか。

A 10 補助金額を除く部分についてのご融資（担保額を上限）となります。

Q 11 融資を受ける際の償還期間や貸付利率について教えてください。

A 11 病院・老健の増改築（改修）資金については、最長で償還期間30年以内（据置期間5年以内）までとることができ、機械購入資金（病院の先進医療機器を除く）については償還期間8年以内（据置期間2年6か月以内）までとることができます。

長期運転資金については、償還期間10年以内（据置期間2年6か月以内）のものと、償還期間10年超15年以内（据置期間5年以内）のものがあります。

二重債務となる方への優遇措置

（参考）病院・老健

増改築（改修）資金：償還期間30年→39年

機械購入資金：償還期間10年（据置期間2年6か月）
→償還期間15年（据置期間5年）

詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q12 借入期間の全期間が無利子ですか。

A12 建築資金については、当初5年間は7.2億円を限度に無利子としております。また、7.2億円を超える金額についても利率の優遇を行っております。さらに、5年目以降についても、低利の融資をご用意しております。

長期運転資金については、施設種類により貸付限度額が異なります。

詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q13 融資を受ける際の担保や保証人について教えてください。

A13 担保については原則不動産担保としておりますが、病院の高額医療機器にかかる機械購入資金については動産譲渡担保、長期運転資金については診療報酬（介護報酬）担保がご利用いただけます。

保証人については、原則1人以上としておりますが、貸付利率に0.2%を上乗せすることにより免除することが可能です。

また、無担保の融資については、建築資金及び機械購入資金にあっては1,000万円を、長期運転資金にあっては3,000万円を限度にご利用が可能です。

なお、上記の無担保と保証人の免除を同時にご利用いただけるのは、貸付先が個人である場合に限られますのでご注意ください。

詳細については、[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Q14 仮設建物の建築の必要がある場合、その整備資金は融資の対象になりますか。

A14 融資対象となります。なお、軽微な被害で、仮設建物の必要性が認められない場合等は、ご融資できない可能性もあります。

Q15 この東日本大震災にかかる災害復旧資金の優遇措置はいつまで適用になりますか。

A15 今のところ期限は定まっておりません。被災地の復興に関する国の方針等に基づき決定する予定です。

Q16 特定被災区域とは何ですか。

A16 特定被災区域とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年5月2日付政令第127号）に規定される地域です。

今回の東日本大震災にかかる優遇措置のうち、建築資金及び機械購入資金については、特定被災区域内に施設・事業が所在し被害に関する証明書（り災証明書又は被災証明書のどちらでも可）の交付を受けられた方を対象としています。

なお、特定被災区域の具体的な範囲については、こちらの内閣府の[ページ](#)の「2. 特定被災区域」をご覧ください。

二重債務となる方について

Q17 「二重債務となる方」とはどのような状態となる方でしょうか。

A17 二重債務とは、**次の2つの要件を満たす状態**をいいます。

1. 東日本大震災以前から施設及び事業を經營するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有している
2. 東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している

今回の二重債務となる方への優遇措置は、このような二重債務の状態となるお客さまを対象としています。

Q18 二重債務となる方への優遇措置について教えてください。

A18 施設の復旧に必要な新規のご融資については、償還期間を延長（病院・老健：39年、診療所：30年など）するとともに、元金の返済が猶予される据置期間を最大5年間とすることにより、二重債務のうち、新規債務の負担を軽減することとしています。

また、機構から過去に融資を受けた既往の債務については、償還期間の延長や元金、利息の猶予措置など積極的な条件変更に応じることであり、ご支援いたします。

- ・災害復旧の新規のご融資についての詳細は医療貸付事業の[ページ](#)をご覧ください。
- ・既往債務にかかる条件緩和について詳細は「福祉医療貸付の利用者に対する返済猶予の概要について」の[ページ](#)をご覧ください。

Q19 相談の窓口はどこになるでしょうか。

A19 新規のご融資については、医療貸付部医療審査課までお問い合わせください。

また、東日本大震災以前から機構から融資を受けられているお客さまは、顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。

医療貸付部医療審査課	0120-3438-63
顧客業務部顧客業務課	0120-3438-64

既に機構の融資をご利用されているお客さまは[こちら](#)もご覧ください。

東日本大震災にかかる 災害復旧資金のごあんない

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、平成23年度第1次補正予算及び第2次補正予算により、5年間に渡る無利子貸付制度の創設や二重債務問題対策のための償還期間の延長など、様々な優遇措置を講じております。

これからも被災地の皆さまの復興支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

東日本大震災で被災された民間病院の開設者

2. ご融資の窓口

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

TEL：0120-3438-63（震災相談窓口直通 平日9～19時）

FAX：03-3438-0659／メール：wam_iryu01@wam.go.jp

3. ご融資の概要

- （1）建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- （2）機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- （3）長期運転資金（賞与等の人件費など）

4. 優遇措置の内容（主なもの）

第1次補正予算による優遇措置(5月2日実施)	第2次補正予算による拡充措置(7月25日実施)
（1）建築資金の貸付限度額撤廃※担保額上限 （2）①貸付額7.2億円までの無利子期間（当初5年間）を創設 ②7.2億円を超える金額及び6、7年目も優遇金利を適用 ③8年目以降も通常金利より優遇 （3）元金の据置期間を最長5年間に延長（従来は最長3年）	（1）償還期間の延長（建築資金：30年→39年、機械購入資金8年→15年） （2）長期運転資金の償還期間の延長（10年→15年） （3）機械購入資金の貸付限度額撤廃※担保額上限 （4）長期運転資金の無担保貸付限度額の拡大（1千万円→3千万円） ※（1）は二重債務となる方限定の措置

◆優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建築資金

（平成24年1月20日現在）

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額※ ₁ の100%※ ₂	
償還（据置）期間	建築購入		耐火	①30年以内（5年以内） ②20年以内（5年以内）
			その他	③15年以内（5年以内）
	賃借	敷金・保証金	15年以内（5年以内）	
		権利金	5年以内（2年6か月）	
貸付利率※ ₃			①30年以内償還	②20年以内償還 ③15年以内償還
当 初 5年間	～7.2億円	無利子	無利子	
	7.2億円超	0.7%	0.4%	
6、7年目		0.7%	0.4%	
8年目以降		1.6%	1.3%	
担 保			不動産担保 ※無担保は1,000万円まで※ ₄	
保証人			1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※ ₄	

※₁ 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費も含む。（災害特例）

※₂ 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※₃ 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※₄ 無担保・無保証人（利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除）の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。（災害特例）

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建築資金 償還（据置）期間	耐火	39年以内（5年以内）
------------------	----	-------------

機械購入資金

(平成24年1月20日現在)

	貸付条件	
対象機械	(イ)医療機器・備品 (1品30万円以上)	(ロ)高額医療機器 (1品5千万円以上)
貸付限度額	所要額の100%※1	
償還期間 (据置期間)	8年以内(2年6か月以内)	
貸付利率※2	8年以内償還	
当初 5年間	～7.2億円	無利子
	7.2億円超	0.2%
6、7年目		0.2%
8年目以降		0.3%
担保	不動産担保※3 ※無担保は1,000万円まで※4	
保証人	1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※4	

※1 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※2 貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※3 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。

※4 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。

2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機械購入資金 償還(据置)期間	15年以内(5年以内)
--------------------	-------------

長期運転資金

(平成24年1月20日現在)

貸付条件		
貸付限度額	診療報酬及び介護報酬の3か月分※1	
償還期間 (据置期間)	①10年超15年以内(5年以内) ②10年以内(2年6か月以内)	
貸付利率※2	①15年以内償還	②10年以内償還
当初 5年間	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.2%
6、7年目	0.6%	0.2%
8年目以降	0.7%	0.3%
担保	不動産担保又は診療報酬(介護報酬)担保 ※無担保は3,000万円まで※3	
保証人	1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※3	

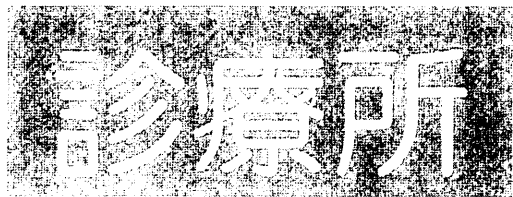
※1 所要額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち最も低いものが貸付限度額。

※2 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※3 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。



東日本大震災にかかる 災害復旧資金のごあんない

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、平成23年度第1次補正予算及び第2次補正予算により、5年間に渡る無利子貸付制度の創設や二重債務問題対策のための償還期間の延長など、様々な優遇措置を講じております。

これからも被災地の皆さまの復興支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

東日本大震災で被災された民間診療所の開設者

2. ご融資の窓口

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

TEL: 0120-3438-63 (震災相談窓口直通 平日9~19時)

FAX: 03-3438-0659 / メール: wam_iryu01@wam.go.jp

3. ご融資の概要

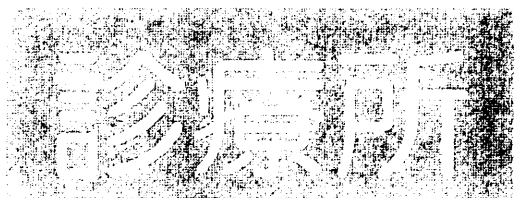
- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

4. 優遇措置の内容（主なもの）

第1次補正予算による優遇措置(5月2日実施)	第2次補正予算による拡充措置(7月25日実施)
(1) 建築資金の貸付限度額撤廃※担保額上限 (2) ①貸付額7.2億円までの無利子期間 （当初5年間）を創設 ②7.2億円を超える金額及び6、7年 目も優遇金利を適用 ③8年目以降も通常金利より優遇 (3) 元金の据置期間を最長5年間に延長 （従来は最長3年）	(1) 償還期間の延長（建築資金：20年→ 30年、機械購入資金8年→15年） (2) 長期運転資金の償還期間の延長 （10年→15年） (3) 機械購入資金の貸付限度額撤廃 ※担保額上限 (4) 長期運転資金の無担保貸付限度額の 拡大（1千万円→3千万円） ※（1）は二重債務となる方限定の措置

◆優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。



建築資金

(平成24年1月20日現在)

貸付条件		
貸付限度額		所要額※ ₁ の100%※ ₂
(据置期間 償還期間)	建築購入	
	耐火	①20年以内(5年以内)
	その他	②15年以内(5年以内)
	敷金・保証金 賃借 権利金	
		15年以内(5年以内)
		5年以内(2年6か月以内)
貸付利率※ ₃		①20年以内償還 ②15年以内償還
当初 5年間	～7.2億円	無利子
	7.2億円超	0.4%
6、7年目		0.4%
8年目以降		1.3%
担保		不動産担保 ※無担保は1,000万円まで※ ₄
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※ ₄

※₁ 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費も含む。(災害特例)

※₂ 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※₃ 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。10年ごとに金利を見直しの制度もあります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※₄ 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

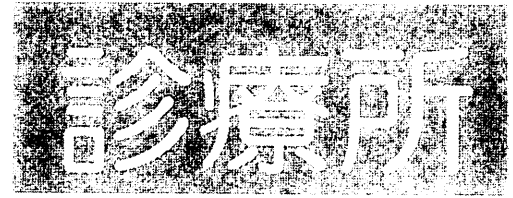
(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置 ※上記の貸付利率と異なります。

建築資金 償還(据置)期間	耐火	30年以内(5年以内)
------------------	----	-------------

ご不明な点はこちらまで→0120-3438-63 (福祉医療機構 震災相談窓口直通)



機械購入資金

(平成24年1月20日現在)

		貸付条件
対象機械		医療機器・備品（1品10万円以上）
貸付限度額		所要額の100%※1
償還期間 (据置期間)		8年以内（2年6か月以内）
貸付利率※2		8年以内償還
当初 5年間	～7.2億円	無利子
	7.2億円超	0.2%
6、7年目		0.2%
8年目以降		0.3%
担保		不動産担保※3 ※無担保は1,000万円まで※4
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※4

※1 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※2 貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※3 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。

※4 無担保・無保証人（利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除）の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。（災害特例）

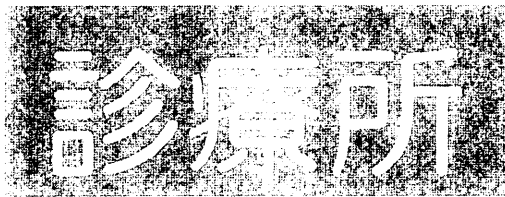
（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機械購入資金 償還（据置）期間	15年以内（5年以内）
--------------------	-------------

ご不明な点はこちらまで→0120-3438-63（福祉医療機構 震災相談窓口直通）



長期運転資金

(平成24年1月20日現在)

貸付条件			
貸付限度額		診療報酬及び介護報酬の3か月分※ ₁	
償還期間 (据置期間)		① <u>10年超15年以内(5年以内)</u> ② 10年以内(2年6か月以内)	
貸付利率※ ₂		① <u>15年以内償還</u>	② 10年以内償還
当初 5年間	～7.2億円	無利子	無利子
	7.2億円超	0.6%	0.2%
6、7年目		0.6%	0.2%
8年目以降		0.7%	0.3%
担保		不動産担保又は診療報酬(介護報酬)担保 ※無担保は <u>3,000万円</u> まで※ ₃	
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※ ₃	

※₁ 所要額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち最も低いものが貸付限度額。

※₂ 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※₃ 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

ご不明な点はこちらまで→0120-3438-63 (福祉医療機構 震災相談窓口直通)